

<物 件>

ウイルス対策ソフト追加・更新ライセンス 仕様書

1	物件名称	トレンドマイクロ-TRSL 官公庁向けライセンス(ガバメントライセンス) Client/Server Suite Premium ライセンス 契約期間:令和元年(2019年)8月1日～令和2年(2020年)7月末日(期間 12ヶ月)
2	品質・形状・寸法又は型式	別添、購入物件内訳書のとおり
3	グリーン物品の指定	指定しない
4	数量 (単価契約の場合は予定数量)	別添、購入物件内訳書のとおり
5	納入期限	令和元年(2019年)7月31日(ライセンス更新日:令和元年(2019年)8月1日)
6	納入場所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 情報政策課 横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 危機管理課 横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 指令課
7	特記事項	①当方が現時点で保有しているライセンスは、仕様書「1. 物件名称」に記載のライセンス製品名、及び「購入物件内訳書」の項番1に記載の数量のとおり。 ②トレンドマイクロ株式会社からは、販売会社が保有確認をしなくとも、見積は可能であるとの回答を得ているため、本仕様書にはライセンスに関する情報(お客様ID等)を記載しておりません。
8	契約方法	総価契約
9	支払方法	納入後、一括払い
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	横須賀市政策推進部情報政策課 山口 電話番号(046)822-9990(ダイヤルイン) 横須賀市政策推進部情報政策課 角田 電話番号(046)822-8179(ダイヤルイン) 横須賀市市長室危機管理課 瀬戸口 電話番号(046)822-8410(ダイヤルイン) 横須賀市消防局指令課 斎藤 電話番号(046)821-6499(ダイヤルイン)

指示事項

グリーン物品	上記で指定がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品を選定し、納品すること。 方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照してください。
--------	---

購入物件内訳書

No.	物件名	品質・形状・寸法 又は型式	グリーン物 品指定の有 無	単位	数 量	単 価(円)	金 額(円)
1	トレンドマイクロ-TRSL 官公 庁向けライセンス(ガバメント ライセンス) Client/Server Suite Premium ライセンス 更新ライセンス	契約期間: 令和元年(2019年)8月1日～ 令和2年(2020年)7月末日 (期間 12ヶ月)	指定なし		1,143		
2	トレンドマイクロ-TRSL 官公 庁向けライセンス(ガバメント ライセンス) Client/Server Suite Premium ライセンス 追加 ライセンス	契約期間: 令和元年(2019年)8月1日～ 令和2年(2020年)7月末日 (期間 12ヶ月)	指定なし		6		
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

※単価、金額欄は、契約者が記入する。

契約に関する但し書き

本契約においては、トレンドマイクロ株式会社の Client/Server Suite Premium 使用許諾契約書の次の条文が物件供給契約書に優先するものとする。

使用許諾契約書 (抜粋)

TRSL: Client/Server Suite Premium

第1条 使用权の許諾

トレンドマイクロは、本契約記載の条件に従い、ライセンス製品に関して、お客様が自己所有するハードウェアならびにお客様の役員およびお客様と雇用関係にある正社員、契約社員、派遣社員等を含む従業員（以下「お客様の従業員」といいます）が自己所有するトレンドマイクロの Web ページに掲載している最新のシステム要件に記載のオペレーティングシステムソフトウェアが稼動する携帯端末（お客様およびお客様の従業員が自己使用するリース物件またはレンタル物件を含みます）におけるセキュリティ対策を目的とした以下の非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な権利をお客様に対して許諾いたします。ただし、ライセンス製品の体験版をお使いのお客様に対してトレンドマイクロが許諾する権利は、本条1項(a)号および(b)号に定める内容に関する1回かつ30日間の使用权に限るものとします。また、本契約において、サーバハードウェアおよびクライアントハードウェアは、物理的なハードウェアのみならず仮想マシンも含むものとし、シンクライアントマシンは、クライアントハードウェア1台としてカウントします。

(a). ライセンス証書記載のライセンス製品名が「Client/Server Suite Premium」の場合、ライセンス製品に同梱されるマニュアル（以下「マニュアル」といいます）またはトレンドマイクロの Web ページに掲載している最新のシステム要件に記載のオペレーティングシステムソフトウェアが稼動するサーバハードウェアへライセンス製品の管理ツールをインストールし、当該サーバハードウェア上で使用する権利、および、ライセンス証書記載のライセンス数を上限として、マニュアルまたはトレンドマイクロの Web ページに掲載している最新のシステム要件に記載のオペレーティングシステムソフトウェアが稼動するサーバハードウェア、クライアントハードウェアおよび携帯端末へライセンス製品をインストールし、当該サーバハードウェア、クライアントハードウェアおよび携帯端末上で使用する権利。なお、ライセンス製品を使用するクライアントハードウェア、携帯端末もしくはライセンス製品を使用するサーバハードウェアにアクセスすることができるクライアントハードウェアのいずれかの総数がライセンス証書のライセンス数を超える場合、お客様は、トレンドマイクロ所定の条件のもと、ライセンスを追加購入する必要があります。ただしライセンス製品を使用するサーバハードウェアが2台以上存在し、当該複数サーバハードウェアにアクセスできるクライアントハードウェアもしくは携帯端末が存在する場合には、クライアントハードウェアと携帯端末の総数を重複してカウントする必要はありません。また、お客様は、(1) 第三者に公開する Web サーバ等各種サーバ（以下「各種サーバ」といいます）、(2) 第三者へ e-mail を送信するための専用

サーバ、または、(3) 各種サーバに対してウイルス検索を行うサーバに、ライセンス製品をインストールすることはできないものとします。

(b). ライセンス証書記載のライセンス製品名が「ウイルスバスターコーポレートエディション Plus」の場合、ライセンス製品に同梱されるマニュアルまたはトレンドマイクロの Web ページに掲載している最新のシステム要件に記載のオペレーティングシステムソフトウェアが稼動するサーバハードウェアへライセンス製品の管理ツールをインストールし、当該サーバハードウェア上で使用する権利、および、ライセンス証書記載のライセンス数を上限として、マニュアルまたはトレンドマイクロの Web ページに掲載している最新のシステム要件に記載のオペレーティングシステムソフトウェアが稼動するサーバハードウェア、クライアントハードウェアおよび携帯端末へライセンス製品をインストールし、当該サーバハードウェア、クライアントハードウェアおよび携帯端末上で使用する権利。なお、ライセンス製品を使用するクライアントハードウェア、携帯端末の総数がライセンス証書のライセンス数を超える場合、お客様は、トレンドマイクロ所定の条件のもと、ライセンスを追加購入する必要があります。また、お客様は、(1) 第三者に公開する Web サーバ等各種サーバ(2) 第三者へ e-mail を送信するための専用サーバ、または、(3) 各種サーバに対してウイルス検索を行うサーバに、ライセンス製品をインストールすることはできないものとします。

(c) ライセンス製品のうち「ウイルスバスターコーポレートエディション」に含まれるオプションサービス（以下「オプションサービス」といいます）を、トレンドマイクロが定める条件のもとで利用する権利。なお、オプションサービスの利用にあたっては、トレンドマイクロが定める条件に基づき、オプションサービスに関するライセンスを別途購入する必要があります。

(d) ライセンス製品のうち「Trend Micro Mobile Security データ復元ツールモジュール」をマニュアル記載のオペレーティングシステムソフトウェアが稼動するハードウェアへインストールし、ライセンス証書記載のライセンス数にかかわらず当該ハードウェア上で使用する権利。

(e) 前各号にかかわらず、ライセンス製品を購入されたお客様は、4 ライセンスを限度にライセンス証書記載のライセンス数を超えてライセンス製品を使用することができるものとします。ただし、第 4 条 5 項所定のスタンダードサポート契約の更新日において使用する超過分ライセンスについては、更新手続き時に追加購入する必要があります。なお、超過使用するライセンス数が 5 ライセンス以上である場合、お客様は、トレンドマイクロ所定の条件のもと、ただちにライセンスを追加購入する必要があります。

(f) ライセンス製品を購入されたお客様は、トレンドマイクロが定める条件のもと、事前に手続を行うことにより、お客様による出資比率が 50%を超過するお客様の子会社に対し、本契約のもとでライセンス製品を使用させることができるものとします。この場合、お客様は、本契約を当該子会社に遵守させなければならないものとし、当該子会社に対する一切の責任を負うものとします。また、お客様およびお客様の子会社が使用するライセンス数の総計は、ライセンス証書記載のライセンス数を上限とします。

(g) ライセンス製品の保存のみを目的として、1 コピーに限りライセンス製品のバックアップコピーを作成する権利。

(h) ライセンス製品とともに使用することのみを目的として、本条のもとで使用を許諾されるライセンス数と同じ数までマニュアルを複製する権利。

(i) お客様のネットワークまたはライセンス製品の運用を第三者に委託する場合、お客様のネットワークまたはライセンス製品の維持および管理を目的として、ライセンス製品の管理用コンソールおよび管理ツールに限り、当該第三者にアクセスを許可し、使用させることができる権利。この場合、お客様は、当該第三者に対して本契約に記載される一切の責任を負うものとします。

第2条 著作権等

1. ライセンス製品ならびにマニュアルに関する著作権、特許権、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的財産権はトレンドマイクロへ独占的に帰属します。
2. お客様は、トレンドマイクロの書面による事前の承諾を得ることなく、ライセンス製品およびマニュアルを第三者へ賃貸、貸与、販売または譲渡できないものとし、かつ、ライセンス製品およびマニュアルに担保権を設定することはできないものとします。加えて、お客様は、トレンドマイクロの書面による事前の承諾を得ることなく、お客様の顧客サービス（有償、無償を問わず営利目的または付加価値サービスとして第三者へ提供されるサービス）の一環としてライセンス製品を使用することはできないものとします。
3. お客様は、ライセンス製品につき、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル（以下、総称して「改造等」といいます）することはできないものとします。お客様の改造等に起因してライセンス製品に何らかの障害が生じた場合、トレンドマイクロは当該損害に関して一切の責任を負わないものとします。
4. お客様は、ライセンス製品に関する客観性を欠いた実験方法によるパフォーマンステストまたはベンチマークテストの結果を、トレンドマイクロの事前の書面による承諾を得ることなく、公表してはならないものとします。

第3条 保証および責任の限定

- 1.トレンドマイクロは、お客様がライセンス製品をお買い上げになった日から90日に限り、ライセンス製品のメディアに物理的な欠陥があった場合、当該メディアを無償交換いたします。交換後のメディアに対しては、交換前のメディアに適用されるべき保証期間が適用されるものとします。なお、本項の保証は、ライセンス製品を使用権の対価を支払うことなく体験版として使用しているお客様には適用されません。
- 2.トレンドマイクロは、前項において明示する場合を除き、ライセンス製品、マニュアルまたは第4条に定義されるスタンダードサポートに関して一切の保証を行いません。また、トレンドマイクロは、ライセンス製品もしくはマニュアルの機能またはスタンダードサポートがお客様の特定の目的に適合することを保証するものではなく、ライセンス製品またはマニュアルの物理的な紛失、盗難、事故および誤用等に起因するお客様の損害につき一切の補償をいたしません。
- 3.第4条1項および2項に記載されるユーザ登録もしくはユーザ登録変更の届出がなされない場合またはその内容に不備がある場合、トレンドマイクロからお客様への通知、郵送およびその他のコンタクトの不達により生じる不利益ならびに損害については、お客様の責任とします。
- 4.お客様が期待する成果を得るためのソフトウェアプログラム（ライセンス製品を含みますがこれに限られません）の選択、導入、使用および使用結果については、お客様の責任とします。ライセンス製品もしくはマニュアルの使用、スタンダードサポートならびに第4条3項および4項によりスタンダードサポートの提供を受けられないことに起因してお客様またはその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害お

よび逸失利益に関してトレンドマイクロは一切の責任を負いません。

5. 本契約のもとで、理由の如何を問わずトレンドマイクロがお客様またはその他の第三者に対して負担する責任の総額は、本契約のもとでお客様が実際に支払われた対価の100%を上限とします。

第4条 サポートサービス

1. トレンドマイクロは、同社が定める手続に従ってユーザ登録を行ったお客様に対し、ライセンス製品に関する別紙「スタンダードサポートサービスマニュアル」または別紙「トレンドマイクロ製品サポートガイド」記載のユーザサポートサービス（以下「スタンダードサポート」といいます）を提供いたします。

2. お客様は、前項記載のユーザ登録の内容に変更が生じた際には、トレンドマイクロに対し遅滞なく届出を行うものとします。

3. スタンダードサポートの提供に関するトレンドマイクロの義務は、本条1項記載の内容に関する合理的な努力を行うことに限られるものとします。また、トレンドマイクロは、以下のいずれかに該当するお客様および第1条1項(f)号に基づきライセンス製品を使用するお客様の子会社および第1条1項(i)号に基づきライセンス製品の管理用コンソールおよび管理ツールを使用する第三者に対してスタンダードサポートを提供する義務を負わないものとします。

(a) トレンドマイクロが定める手続に従ったユーザ登録を行っていないお客様

(b) 前項所定の変更の届出を行っていないお客様または当該変更の届出に不備があるお客様

(c) スタンダードサポート契約が有効期間にないお客様

(d) ライセンス製品を、トレンドマイクロが指定する以外の言語に対応するオペレーティングシステムとともに使用しているお客様

(e) ライセンス製品を、使用権の対価を支払うことなく体験版として使用しているお客様

(f) 日本語以外の言語にて問い合わせをされたお客様

(g) 日本語版または英語版以外のライセンス製品をご利用のお客様

(h) 日本国外への電話発信を要するサポートサービスを望まれるお客様

4. トレンドマイクロは、以下の場合、お客様へ事前の通知を行うことなくスタンダードサポートの提供を停止できるものとします。

(a) システムの緊急保守を行うとき

(b) 火災、停電等の不可抗力および第三者による妨害等によりシステムの運用が困難になったとき

(c) 天災またはこれに類する事由により、システムの運用ができなくなったとき

(d) 上記以外の緊急事態により、トレンドマイクロがシステムを停止する必要があると判断するとき

5. お客様は、お客様とトレンドマイクロが別途合意したスタンダードサポート契約期間中、および当該期間後はスタンダードサポート契約の契約終了日までにトレンドマイクロと別途有償にてスタンダードサポート契約を更新することによって引き続き、スタンダードサポートの提供を受けることができます。

6. 前各項にかかわらず、トレンドマイクロは、ライセンス製品および一部の対応オペレーティングシステム上で使用されるライセンス製品について同社の裁量でサポートを終了することができるものとし、同社がサポートを終了したライセンス製品については、お客様に対するサポートサービスを提供する義務を負わないものとします。なお、サポート終了製品は、別途サポートサービスの一環として配信する Web ページ

ジ、電話またはファックスを介する問い合わせによってご案内いたします。

第5条 守秘義務

1. お客様は、(a) 本契約記載の内容、および、(b) 本契約に関連して知り得た情報（ライセンス製品のシリアル番号、アクティベーションコード、レジストレーションキーおよびライセンスキー、スタンダードサポートに関連する電話番号、ファックス番号、メールアドレス、URL、IP アドレスならびにスタンダードサポートの一環としてコンピュータネットワークを介して提供される情報内容を含みます）につき、トレンドマイクロの書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとし、かつ、本契約における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き方法を問わず利用しないものとします。ただし、国家機関の命令による開示等正当なる事由に基づき開示する場合はこの限りではありませんが、その場合にはトレンドマイクロに対して速やかに事前の通知を行うものとします。

2. 前項にかかわらず、以下各号に定める事項については前項の適用を受けないものとします。

(a) 開示を受けた時に既に公知である情報

(b) 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報

(c) 開示を受ける前から、自己が適法に保有している情報

(d) 第三者から、守秘義務を負わず適法に入手した情報

(e) トレンドマイクロの機密情報を使用または参照することなく独自に開発した情報

3. 前各項の規定は、本契約が解除、期間満了またはその他の事由によって終了したときであってもなおその効力を有するものとします。

第6条 監査権

トレンドマイクロは、お客様による本契約の遵守を確認する目的で、事前通知のうえ、同社の負担によりお客様に対して監査を行う権利を有するものとします。また、第1条1項(f)号に基づきお客様の子会社がライセンス製品を使用する場合、トレンドマイクロは、当該子会社に対しても同様の監査権を有するものとします。

第7条 契約の解除

1. お客様が本契約に違反した場合、トレンドマイクロは本契約を解除することができます。この場合、お客様は、ライセンス製品およびマニュアルを一切使用することができません。

2. 前項に定める他、お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下「暴力団等」という）、に該当する、または次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、トレンドマイクロは本契約を解除することができます。

(a) 暴力団等が経営を支配しているまたは経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(b) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること

(c) 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(d) 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

3. 前各項に定める他、お客様が自らもしくは第三者を利用して、次の各号に掲げるいずれかの行為を行う、またはその恐れがあるとトレンドマイクロが判断した場合、トレンドマイクロは本契約を解除することができます。

- (a) 詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いる行為
- (b) 違法行為または不当要求行為
- (c) 業務を妨害する行為
- (d) 名誉や信用等を毀損する行為
- (e) その他前各号に準ずる行為

4. お客様は、ライセンス製品、マニュアルおよびそのすべての複製物を破棄することにより本契約を終了させることができます。この場合、本契約のもとでお客様が支払われた一切の対価は返還いたしません。

5. 本契約が終了または解除された場合、お客様は、ライセンス製品、マニュアルおよびそのすべての複製物をトレンドマイクロへ返却するか、または破棄するものとします。

第8条 個人情報の取り扱いについて

1. お客様は、トレンドマイクロがお客様に関する以下の個人情報（変更後の情報を含みます。以下「個人情報」といいます。）につき必要な保護措置を講じたうえで収集、利用し、同社が定める相当な期間保有することに同意します。

- (a) 氏名、会社名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等、お客様が第4条1項または2項に基づき届け出た事項
 - (b) 購入製品、ユーザ登録日、契約の更新状況、対価の振込に関連して開示された情報等、お客様とトレンドマイクロとの契約にかかわる事項
 - (c) お客様から提出された問い合わせ内容およびアンケートへの回答内容等
2. お客様は、トレンドマイクロが、コンピュータまたはインターネットに関連するセキュリティ対策製品およびサービスの提供に関する事業において、以下の目的のために個人情報を利用することに同意します。
- (a) サポートサービスの提供
 - (b) 契約の更新案内
 - (c) トレンドマイクロの製品およびサービスに関する案内
 - (d) トレンドマイクロの製品およびサービスに関連のある他社製品の案内
 - (e) セキュリティに関する情報の提供
 - (f) アンケート調査ならびにキャンペーン、セミナーおよびイベントに関する案内等のマーケティング活動
 - (g) トレンドマイクロの製品またはサービスの開発を目的とした分析および調査ならびにベータテストの依頼に関する通知

3. お客様は、トレンドマイクロが前項の各行為を実施するにあたり、秘密保持契約書を締結したうえで同社の海外子会社および海外関連会社、販売代理店ならびに国内外の代行業者に対して本条第1項所定の個人情報を提供、もしくは、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合があることに同意します。なお、当該個人情報を同社の子会社および関連会社、販売代理店ならびに代行業者に対して提供、もしくは、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合には、適切な安全管理措置を講じた上で、電子

メール、記憶媒体などの送付により行います。

4. お客様は、トレンドマイクロに対し、自己に関する客観的な事実に基づく個人情報に限り、開示するよう請求することができるものとします。なお、開示請求にあたっては、別途トレンドマイクロが定める手続および手数料が必要となります。開示請求により万一個人情報の内容が不正確または誤りであることが判明した場合、トレンドマイクロは速やかに当該個人情報の訂正もしくは一部削除に応じるものとします。

5. 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する情報については、トレンドマイクロは開示の義務を負わないものとします。

(a) トレンドマイクロまたは第三者の営業秘密またはノウハウに属する情報

(b) 保有期間を経過し、現にトレンドマイクロが利用していない情報

(c) 個人に対する評価、分類、区分に関する情報

(d) トレンドマイクロ内部の業務に基づき記録される情報であって、これが開示されると業務の適正な実施に著しい支障をきたす恐れがあると当社が判断した情報

6. お客様は、トレンドマイクロが本条 2 項に記載される目的のために個人情報を利用することにつき停止および第三者への提供の停止の申し出を行うことができるものとし（但し、法令等に定めがある場合を除く）、同社は当該申し出を受けた場合利用停止の措置を講じるものとします。ただし、サポートサービスの提供または更新案内等、業務上必要な通知に同封または併記される製品案内、通知等についてはこの限りではありません。当該申し出に関するお問い合わせ、および個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ先は、トレンドマイクロ個人情報保護担当（兼個人情報保護管理責任者） privacy@trendmicro.co.jp となります。

7. お客様は、本契約が終了するかまたは解除された場合であっても、その理由の如何を問わず本条 1 項に基づきユーザ登録を行った事実に関する個人情報がトレンドマイクロにより一定期間利用されることに同意します。

8. お客様が本条にご同意いただけない場合、ライセンス製品に関する一部もしくは全部のサービス提供等を受けられない場合があります。

第 9 条 一般条項

1. 理由の如何を問わず、トレンドマイクロからお客様へ通知、郵送およびその他のコンタクトを行う場合（サポートサービス提供の場合を含みますがこれに限られません）、当該通知、郵送およびコンタクト等の宛先は日本国内に限定されるものとします。

2. お客様は、ライセンス製品およびそれらにおいて使用されている技術（以下「本ソフトウェア等」といいます）が、外国為替および外国貿易法、輸出貿易管理令、外国為替令および省令、ならびに、米国輸出管理規則に基づく輸出規制の対象となる可能性があること、ならびにその他の国における輸出規制対象品目に該当している可能性があることを認識の上、本ソフトウェア等を適正な政府の許可なくして、禁輸国もしくは貿易制裁国の企業、居住者、国民、または、取引禁止者、取引禁止企業に対して、輸出もしくは再輸出しないものとします。

3. お客様は、本書末記載の時点で、米国により定められる禁輸国が、キューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、シリアであること、禁輸国に関する情報が、以下のウェブサイトにおいて検索可能であること、なら

びに本ソフトウェア等に関連した米国輸出管理法令の違法行為に対して責任があることを認識の上、違法行為が行われないよう、適切な手段を講じるものとします。

<http://www.treas.gov/offices/enforcement/ofac/>

<http://www.bis.doc.gov/complianceand enforcement/liststocheck.htm>

4. 本契約の締結により、お客様が米国により現時点で輸出を禁止されている国の居住者もしくは国民ではないこと、および本ソフトウェア等を受け取ることが禁止されていないことを認識し、お客様は、本ソフトウェア等を、大量破壊を目的とした、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイルの開発、設計、製造、生産を行うために使用しないことに同意するものとします。

5. 本契約は、ライセンス製品の使用許諾に関し、本契約の締結以前にお客様とトレンドマイクロとの間になされたすべての取り決めに優先して適用されます。なお、トレンドマイクロは、お客様へ事前の通知を行うことなく本契約の内容、スタンダードサポートの内容およびその他の告知内容を変更できるものとし、当該変更がなされた場合、従前の本契約の内容、スタンダードサポートの内容およびその他の告知内容は無効となり、最新の本契約の内容、スタンダードサポートの内容および告知内容が適用されるものとします。

6. お客様は、トレンドマイクロからお客様への通知が電子媒体かつ電子的手段によってなされる場合があること、および、当該通知を受領することに同意するものとします。

7. お客様が、ライセンス製品のシリアル番号、アクティベーションコード等を漏洩した場合には、お客様は、トレンドマイクロに対して、速やかに書面にて報告をするものとします。また、お客様は、トレンドマイクロの指示に従い、当該シリアル番号、アクティベーションコード等の使用を速やかに中止するとともに、トレンドマイクロが別途指定する金額および手続きによって、当該シリアル番号、アクティベーションコード等を購入し、再インストール等の作業を自らの責任と費用によって行うものとします。

8. ライセンス製品において有害サイトのアクセス規制機能、フィッシング対策機能等を有する場合、お客様が当該機能を有効にし Web ページにアクセスした場合、以下の事象がおこることがあります。

(a)お客様がアクセスした Web ページの Web サーバ側の仕様が、お客様が入力した情報等を URL のオプション情報として付加し Web サーバへ送信する仕様の場合、URL のオプション情報にお客様の入力した情報 (ID、パスワード等) などを含んだ URL がトレンドマイクロ (本号においてその子会社を含みます) のサーバに送信される。

この場合、トレンドマイクロでは、お客様がアクセスする Web ページの安全性の確認のため、これらのお客様より受領した情報にもとづき、お客様がアクセスする Web ページのセキュリティチェックを実施します。

9. 第 2 条および第 3 条の各定めは、本契約が解除、期間の満了またはその他事由によって終了したときであつてもなおその効力を有するものとします。

10. 本契約は、日本国法に準拠するものとします。本契約に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所が第一審としての専属的管轄権を有するものとします。

トレンドマイクロ株式会社

2016 年 1 月